

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡長男（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にA市所在の会社に入社し、研修終了後の平成〇年〇月〇日からはB県C所在の同社のD事業所防錆材料技術部に配属となり、自動車の電着塗装業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日から新しい自動車のラインを立ち上げるため、Eに出張していたところ、現地に先行していた上司との引き継ぎを終え、上司が帰国した後の同月〇日から、配管から塗料が漏れる等のトラブルが連続して発生した。このため、被災者は、営業担当者らと当該トラブルの対応に当たっていたが、同月〇日朝、宿泊先の部屋において遺書を残し、死亡しているのを同社社員に見された。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者が発病した精神障害について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、被災者が精神障害を発病していたか否かは不明であるが、被災者はトラブルが解消しているにもかかわらず、その責任に過度に反応していることから、他に自殺するような原因がなく精神障害を発病していたとすると、ICD-10診断ガイドラインに照らし「F43.0 急性ストレス反応」の可能性があるが、トラブルは早期に解消していることから急性ストレス反応の「例外的に強い身体的および／または精神的ストレス反応」には該当しないため、「F43.2 適応障害」を発病し、自殺に至ったと推定するのが妥当であるとし、その発病の時期は、自殺直前の平成〇年〇月〇日と考える旨意見している。当審査会としても、被災者が自殺に至った経緯からみて、専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 本件については、発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準の「特別な出来事」に該当する出来事は認められないので、そ

の他評価期間における業務による心理的負荷を検討する。

被災者の遺書には「勝手な判断によるずさんな塗料移送によって塗料中にブツを発生させ」と記されているが、同出来事は、平成〇年〇月〇日の塗料移替え作業中に生じた当該塗料の泡立ちを指しているものと推認される。被災者のいう「勝手な判断」の内容は明らかではなく、被災者のミスが同事態の発生をもたらしたか否かは不明であるが、少なくとも被災者は、同事態の発生に責任を感じていたことがうかがわれることから、同出来事について、具体的出来事「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」に該当するものと判断して検討すると、以下のとおりである。

ア 同日の塗料の泡立ちの程度については、被災者とともに作業の状況を確認したFが、「通常生じる程度の泡立ちでそれも私たちが帰る頃には治まっており、問題があるレベルではありませんでした」と述べていることから、少なくとも深刻なものでなかったことは明らかであり、また、同日中に被災者が特別な対応を求められたという事実も認められないことから、同出来事は、会社経営に影響を及ぼすほど重大なものであったということとはできない。

イ 一方、翌日に発生した、泡が多量に発生するトラブルについては、同トラブルを最初に発見した被災者が、前日のミスとの関連を疑い、不安を感じた可能性は否定できない。しかしながら、被災者は、トラブルを発見した後、Fとともに原因調査に当たっており、Fが、被災者から、同トラブルへの対応終了後の実験で塗料の状態に問題がない旨の報告を受けていることから、被災者は同トラブルが重大なものではないことは理解していたものと推認される。以上の経過を踏まえると、同トラブルは、被災者が責任を感じるほど重大なものとは認められず、また、被災者は、そのことを十分認識できる状況にあったと判断し得るものである。

ウ 請求人らは、発生したトラブルについて、現場にいた被災者が、関係者から問い詰められたり、対処を要求されていた可能性は極めて高いと主張するが、このことを客観的に裏付ける証言等はなく、むしろ、被災者に先立って現地で業務に従事していたGは、「Hの窓口の人は人間的にもいい人ですので、年若い被災者に詰問口調で問い詰めることはないと思います」と述べており、被災者と同行することが多かったFも、顧客から責任を問われてはいないとしていることを踏まえると、請求人らの主張を採用することはできない。

エ 以上の検討より具体的出来事「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」の心理的負荷の強度を総合評価すると、同出来事の平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」とされているものの、本件における心理的負荷の強度の総合評価は「中」ととどまるものと判断するのが相当である。

オ その他、請求人らは、E出張において、被災者が重要な業務を任され、その精神的プレッシャーは極めて大きかったこと、現地のストライキの発生は被災者に大きな精神的負担となったこと、現地なまりの英語圏での生活は相当に負担となったことを主張するが、会社は被災者の言語能力や経験に配慮して担当業務を決定しており、ストライキについては、被災者より先行して現地で業務に従事していたGが、工場の中に入れば特に不穏な雰囲気ではなかった旨述べ、言葉についても、請求人が被災者について「海外で日常会話に困るようなことはなかったと思います」と述べていることなどに鑑みると、被災者に精神的な負荷をもたらす具体的な出来事があったと評価することはできない。

カ さらに、請求人らは、現地でのトラブルへの対応について、たとえ各トラブルに会社の責任がなかったとしても、被災者はこのことを正確に理解しておらず、強い心理的負荷になったと言える旨主張するが、業務による心理的負荷の強度は、精神障害を発病した労働者がその出来事とその後の状況を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという点から評価すべきものであり、被災者の場合、入社後3年足らずと経験が浅かったことを加味しても、上記のとおり、E出張における一連の事態が与えた心理的負荷の程度は、「強」であるとは判断できないものである。

(4) 以上より、被災者が死亡する前おおむね6か月の間に起きた業務による出来事の全体評価は「強」には至らず、精神障害を発病するほどの強度の心理的負荷があったとは認められない。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。